



この規則は、公布の日から施行する。

### 茨城県規則30号

茨城県木材業者等登録条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県木材業者等登録条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県木材業者等登録条例施行規則(昭和36年茨城県規則第57号)の一部を次のように改正する。

様式第7号を次のよりに改ためる。

### 様式第7号

#### 第 種業者登録票再交付申請書

登録票を下記のとおり亡失(き損)したので茨城県木材業者等登録条例第6条の規定により再交付願いたく申請します。

昭和 年 月 日

住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名) 印

茨城県知事

殿

記

登 録 年 月 日	昭 和 年 月 日
登 録 番 号	第 号
亡失(き損)及び再交付を必要とする理由	

(注) 登録票をき損した場合は、当該登録票を添えること。

#### 付 則

- この規則は昭和39年5月1日から施行する。
- この規則施行の際、現に旧規則様式第7号によりなされた届出は改正後の規則様式第7号によりなされたものとみなす。

## 告 示

### 茨城県告示第612号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供る。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 道路の種類
- 2 級 国 道

(第三種郵便物認可)

2 路線名 水戸郡山線

3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字岩崎字宿南14 74番地地先から	旧	メートル 12.0	メートル 875.0	
		5.0		
那珂郡大宮町大字岩崎字牛壁63 9番地の3地先まで	新	29.0	1,370.0	
		8.66		

茨城県告示第613号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路線名 小田野口山方線

3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字山方字寺の後 402番地の3地先から	旧	メートル 8.0	メートル 90.0	
		5.0		
那珂郡山方町大字山方字寺の後 3388番地の6地先まで	新	9.5	90.0	
		8.0		

茨城県告示第614号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路線名 大宮馬頭線

3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字北塩字白谷49 8番地の1地先から	旧	メートル 10.0 } 6.0	メートル 210.0	
那珂郡大宮町大字北塩字白谷53 2番地の1地先まで	新	39.0 } 15.0	200.0	

## 茨城県告示第615号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市小通幸谷町字北浦3番 地の10地先から 竜ヶ崎市若柴町字片初瀬472番地 の2地先まで	旧	メートル 19.2 } 4.6	メートル 1,130.0	
竜ヶ崎市小通幸谷町字中通264番 地の1地先から 竜ヶ崎市若柴町字片初瀬472番地 の2地先まで	新	39.2 } 7.6	833.5	

## 茨城県告示第616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市大徳町大字上大徳612番 地の1地先から	旧	メートル 8.0 } 7.5	メートル 340.0	
竜ヶ崎市大徳町大字下羽字根木 1154番地地先まで	新	10.7 } 8.6	340.0	

茨城県告示第617号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市八代町字中野原815番地地先から 竜ヶ崎市八代町字宮下前1015番地地先まで	旧	メートル 8.0 } 4.0	メートル 970.0	
竜ヶ崎市八代町字中野原812番地地先から 竜ヶ崎市八代町字宮下前994番地の2地先まで	新	11.0 } 9.0	900.0	

茨城県告示第618号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈村大字城中字農場68 6番地地先から	旧	メートル 5.5 } 3.8	メートル 456.0	
筑波郡伊奈村大字城中字堂久保 169番地地先まで	新	11.7 } 9.3	447.3	

茨城県告示第619号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈村大字城中字農場686番地地先から 北相馬郡藤代町大字浜田字橋向 562番地地先まで	旧	メートル 6.7 } 3.5	メートル 707.0	
	新	10.4 } 9.0	580.0	

## 茨城県告示第620号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 白山前取手線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡取手町大字井野字雁耕地2996番地地先から 北相馬郡取手町大字井野字雁耕地3006番地の3地先まで	旧	メートル 15.0 } 5.0	メートル 77.0	
	新	12.0 } 5.5	134.1	

## 茨城県告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字山王字前畑 86番地の1地先から	旧	メートル 6.9 } 4.9	メートル 138.0	
北相馬郡藤代町大字山王字余郷 1366番地の1地先まで	新	7.0 } 6.6	133.0	

茨城県告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 2 級 国 道
- 2 路 線 名 佐 原 熊 谷 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字大室字豆田90 3番地の1地先から	旧	メートル 9.2 } 6.5	メートル 606.0	
稲敷郡阿見町大字大室字堂下65 3番地地先まで	新	12.3 } 9.8	602.8	

茨城県告示第623号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 木 原 竜 ヶ 崎 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市貝原塚字下宿2101番地 の1地先から	旧	メートル 13.5 } 6.0	メートル 220.0	
竜ヶ崎市貝原塚字上宿2047番地 地先まで	新	13.5 } 7.5	220.0	

## 茨城県告示第624号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上 新 田 木 原 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡美浦村大字大山沓計内 79番地地先から	旧	メートル 5.0	メートル 230.6	
		}		
稲敷郡美浦村大字大山沓計内31 番地の1地先まで	新	9.7	230.6	
		}		
		8.3		

## 茨城県告示第625号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市半田町字前田1802番地 の1地先から	旧	メートル 19.5	メートル 5,874.0	
		}		
稲敷郡新利根村大字柴崎字上吉 山5594番地地先まで	新	14.1	5,000.0	
		}		
		11.0		

## 茨城県告示第626号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎



- 1 路線名 2級国道 水戸郡山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字岩崎字宿南1474番地地先から  
那珂郡大宮町大字岩崎字牛壁639番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第627号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 小田野口山方線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字山方字寺の後402番地の3地先から  
那珂郡山方町大字山方字寺の後3388番地の6地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第628号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 大宮馬頭線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字北塩字白谷498番地の1地先から  
那珂郡大宮町大字北塩字白谷532番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第629号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 主要地方道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市小通幸谷町字中通264番地の1地先から  
竜ヶ崎市若柴町字片初瀬472番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第630号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 竜ヶ崎潮来線
  - 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市大徳町大字上大徳612番地の1地先から  
竜ヶ崎市大徳町大字下羽字根木1154番地地先まで
  - 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日
- 

**茨城県告示第631号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 竜ヶ崎潮来線
  - 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市八代町字中野原812番地地先から  
竜ヶ崎市八代町字宮下前994番地の2地先まで
  - 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日
- 

**茨城県告示第632号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間、茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 谷田部藤代線
  - 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈村大字城中字農場686番地地先から  
筑波郡伊奈村大字城中字堂久保169番地地先まで
  - 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日
- 

**茨城県告示第633号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 谷田部藤代線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈村大字城中字農場686番地地先から  
北相馬郡藤代町大字浜田字橋向562番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第634号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 白山前取手線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡取手町大字井野字雁耕地2996番地地先から  
北相馬郡取手町大字井野字雁耕地3006番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第635号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 藤代板戸井岩井線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡藤代町大字山王字前畑86番地の1地先から  
北相馬郡藤代町大字山王字余郷1366番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第636号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 2級国道 佐原熊谷線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字大室字豆田903番地の1地先から  
稲敷郡阿見町大字大室字堂下653番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第637号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 木原竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市貝原塚字下宿2101番地の1地先から  
竜ヶ崎市貝原塚字上宿2047番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第638号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 上新田木原線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字大山字壱計内79番地地先から  
稲敷郡美浦村大字大山字壱計内31番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第639号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和39年5月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 主要地方道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市半田町字前田1802番地の1地先から  
稲敷郡新利根村大字柴崎字上吉山5594番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年5月1日

**茨城県告示第640号**

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 移入禁止区域中 埼玉県春日部市，入間郡を削除する。

茨城県告示第641号

昭和39年4月8日付で福岡堰土地改良区から申請のあつた定款変更を5月1日認可した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第642号

昭和39年4月6日付で五霞村土地改良区から申請のあつた定款変更を5月1日認可した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第643号

昭和39年4月20日付で新利根川土地改良区から申請のあつた定款変更を5月1日認可した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第644号

茨城県鹿島地帯特産指導所研修規程を次のとおり定める。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県鹿島地帯特産指導所研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県鹿島地帯特産指導所(以下「特産指導所」という。)において行なう研修に関して必要な事項を定めるものとする。

(研修の内容)

第2条 研修は農業技術、農業経営及び農産物の流通に関する事項のほか、農業に関し、必要な事項について行なうものとする。

(研修の対象)

第3条 研修の対象は農業従事者及び農業関係の技術者のほか、特産指導所長が必要と認める者とする。

(研修の期間)

第4条 研修の期間は、原則として1年以内とし、その期間に応じ次のように区分する。

区 分	研 修 期 間
短 期 研 修	1週間以内のもの
中 期 研 修	1週ンをこえ1月以内のもの

長期研修

1月をこえるもの

(受講手続き)

**第5条** 研修を受けようとする者は、特産指導所長の承認を受けなければならない。

(研修運営協議会)

**第6条** 研修を合理的かつ計画的に推進するため特産指導所、振興事務所、地区農業改良普及所及び家畜保健衛生所等の県機関並びに町村及び農業協同組合等の関係者をもつて構成する研修運営協議会をおく。

2 研修運営協議会は、特産指導所長が主宰する。

(その他)

**第7条** その他研修実施上の細目については、特産指導所長が定める。

#### 付 則

1 この規程は昭和39年5月15日から施行する。

2 研修は当分の間、鹿島臨海工業地帯造成にともなう農業経営近代化のための営農技術研修に主眼をおくものとする。

#### 茨城県告示第645号

茨城県立農村青年研修館規程を次のとおり定める。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県立農村青年研修館規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、茨城県立農村青年研修館(以下「研修館」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(研修)

**第2条** 研修館において行なう研修は、次のとおりとする。

- (1) 農業技術研修
- (2) 農業経営研修
- (3) 農家生活改善研修
- (4) クラブリーダー研修
- (5) その他一般農事研修

(受講者)

**第3条** 研修を受けようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(雑則)

**第4条** その他運営の細目については、館長が定める。

#### 付 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

茨城県告示第646号

農業災害補償法第5条の規定に基づき麻生農業共済組合、太田農業共済組合、大和農業共済組合、行方農業共済組合及び小高農業共済組合を解散し、あらたに麻生町農業共済組合の設立を昭和39年5月1日付認可した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第647号

昭和39年2月20日付で東茨城郡大洗町、関良ほか57名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する、同法第8条第4項の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩上二郎

記

1 縦覧に供する書類の名称

(ア) 葭場地区土地改良事業共同施行規約写

(イ) 土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和39年5月11日から } 21日間  
昭和39年5月31日まで }

3 縦覧の場所 大洗町役場

茨城県告示第648号

計量法第47条第1項の規定により、次のとおり計量器販売事業を登録した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩上二郎

はかり、分銅、おもり、力計及び繊度計

登録番号	登 年 月 日	店 舗 の 所 在 地	氏名又は名称
第396号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社

ます(計量筒式ガソリン量器を除く)斗概及び化学用体積計

第275号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
第276号	39.4.30	真壁郡真壁町大字真壁342番地	菅谷博

長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、プロックゲージ及び回転尺を除く。)

第375号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
-------	---------	----------------	----------

温度計, 仕事計, 工率計, 熱量計, 流量計, 粘度計, 密度計,  
濃度計, 周波数計(回転計を除く), 光度計, 光束計, 照度計,  
騒音計, 屈折度計, 湿度計, 比重計及び耐火度計。

第515号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
-------	---------	----------------	----------

面積計, 角度計, 速さ計, 圧力計, 回転計, 粒度計, ノギス,  
ノギス以外の副尺付はさみ尺ブロックゲージ, 回転尺, かたさ  
試験機, 衝撃値試験機, 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機

第68号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
------	---------	----------------	----------

時 間 計

第35号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
------	---------	----------------	----------

体 積 計

第26号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
------	---------	----------------	----------

線量計, 照射線量率計, 粒子束密度計, 粒子束密度時間積分量  
計, 放射性物質表面密度計および放射性物質濃度計

第1号	39.4.30	日立市若葉町三丁目7番地の6	若葉科学株式会社
-----	---------	----------------	----------

茨城県告示第649号

国民健康保険法第39条の規定に基づき, 次のとおり国民健康保険医として登録したので, 登録政令第9条の規定により告示する。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
中 川 泉	茨国医 第1971号	39.4.13
宮 本 智 仁	茨国医 第1972号	39.4.20
石 森 喬	茨国医 第1973号	39.4.20
北 沢 毅	茨国歯 第674号	39.4.6
富 樫 修 子	茨国薬 第442号	39.4.14
黒 沢 喜 久 子	茨国薬 第443号	39.4.20

茨城県告示第650号

国民健康保険法第37条第5項の規定により, 次の療養取扱機関は他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申し出を受理した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

療養取扱機関名	所 在 地	申出受理年月日	申 出 範 囲
原 外 科 医 院	水戸市十軒町709	39.3.7	全 国



池松耳鼻咽喉科医院	北相馬郡取手町本町732	39. 3. 7	〃
伊野外科医院	東茨城郡小川町小川1370	39. 4. 26	〃

## 茨城県告示第651号

健康保険法第43条の5第1項の規定により、次のとおり保険医及び保険薬剤師として登録した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

氏 名	登録の記号番号	登録年月日
中 川 泉	茨 医 2050	39. 4. 13
宮 本 智 仁	〃 2051	39. 4. 20
石 森 喬	〃 2052	39. 4. 20
北 沢 毅	茨 歯 693	39. 4. 6
富 樫 修 子	茨 薬 341	39. 4. 14
黒 沢 喜 久 子	〃 342	39. 4. 20

## 茨城県告示第652号

下記の建設業者の登録事項は、建設業法第8条第1項により、建設業者登録簿に登録した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 録 日 年 月 日	商号又は名称	申請者名	主たる営業所の所在地
(ぬ) 388	39. 3. 31	早川建設株式会社	早川 安	水戸市並松町1436
(〃) 625	39. 4. 20	株式会社 小口工務店	小口 三郎	〃 桜小路2031~2
(〃) 627	〃	常磐電業合資会社	里見 親一	〃 神崎町872
(〃) 1324	39. 3. 3	関東工営株式会社	三宅 兼吉	〃 久保町1867
(〃) 1959	39. 4. 30	株式会社 佐々木工務店	佐々木善三郎	〃 向井町1732
(〃) 2074	39. 4. 20	八重樫工務店	八重樫喜一郎	笠間市本戸417
(〃) 2075	〃	和田工務店	和田 安市	〃 昭和町218
(〃) 86	39. 5. 15	大成建設合資会社	野上 猛夫	那珂郡大宮町八田1065
(〃) 1638	39. 5. 1	大平工務店	大平 三郎	勝田市枝川城内の内220~4
(〃) 631	39. 4. 20	成井工務店	成井二三男	久慈郡金砂郷村久米
(〃) 2079	39. 4. 30	松本建設	松本 重夫	常陸太田市木崎二町1914
(〃) 31	39. 4. 20	増子建設株式会社	増子 盛	那珂郡大宮町262
(〃) 1607	39. 3. 31	白土建設工業株式会社	白土 芳雄	勝田市堀口697~2
(〃) 2076	39. 4. 20	有限会社 大部組	大部 正治	〃 武田1097

(第三種郵便物認可)

(シ)	1031	39. 3. 19	坂 田 建 設	熊坂 武夫	北茨城市大津町北町229~9
(〃)	1456	39. 4. 30	有限会社 山川工務店	山川二三男	日立市鹿島町二丁目20番17号
(〃)	1559	38. 11. 15	株式会社 大和田工務店	大和田喜幸	〃 多賀町1051~2
(〃)	1590	39. 3. 1	富 士 塗 装 店	鈴木 勇二	〃 河原町2132
(〃)	1600	39. 3. 20	中 島 工 業 所	中島 利雄	〃 大久保町1467
(〃)	1611	39. 3. 31	鈴 木 工 務 店	鈴木 幸次	高萩市本町一丁目59
(〃)	1612	39. 3. 31	す ず 塗 装 店	鈴木 進	日立市河原町2065
(〃)	1613	〃	高 石 工 務 店	高野橋石松	〃 宮田町四丁目7番5号
(〃)	1629	39. 4. 30	志 賀 組	志賀 昇	北茨城市中郷町石岡972
(〃)	1632	〃	根 本 建 設 工 業	根本 武治	日立市弁天町二丁目16番14号
(〃)	2077	〃	小 沢 建 設 工 業	小沢 光義	〃 宮田町1664
(〃)	2080	〃	日 立 建 築 協 同 組 合	大内 春夫	〃 会瀬町1141
(〃)	2085	〃	鈴 義 工 務 店	鈴木 義雄	高萩市大和町2~13
(〃)	806	39. 2. 15	松浦土建工業株式会社	松浦 英一	土浦市3131
(〃)	1635	39. 5. 1	筑波林産興業株式会社	染谷柳市郎	筑波郡筑波町洞下588
(〃)	1652	39. 6. 1	関 東 建 設 株 式 会 社	金関 輝男	土浦市殿岡乙639
(〃)	2081	39. 4. 30	筑 波 建 設 株 式 会 社	稲葉 重雄	筑波郡伊奈村青古新田555
(〃)	2084	〃	近 藤 工 務 店	近藤 義弘	〃 谷田部町大字谷田部1471
(〃)	2073	39. 4. 10	昭 和 石 材 社	雨谷 誼男	西茨城郡岩瀬町 大字友部1005~1
(〃)	2078	39. 4. 30	深 谷 車 両 株 式 会 社	深谷 寛一	結城市大字結城10541
(〃)	133	39. 4. 8	森田建設工業株式会社	森田 賢司	猿島郡三和村仁連1499
(〃)	1041	39. 4. 12	神 田 工 務 店	相野谷梅雄	〃 岩井町大字長須2599
(〃)	1616	39. 4. 1	八 城 工 務 店	八城仁三郎	〃 〃 4743~2
(〃)	2082	39. 4. 30	山 中 工 務 店	山中義一郎	〃 〃 大字岩井4431
(〃)	2083	39. 2. 26	鶴 見 建 設 株 式 会 社	鶴見 敬	古河市大字古河298

## 茨城県告示第653号

下記の建設業者の登録事項は、当該建設業者が企業形態を法人組織としてあらたに登録をしたのでまづ消した。

昭和39年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 年 年 月 日	商 号 又 は 名 称	申 請 者 の 名 氏	主たる営業所の所在地
(ち) 1459	38. 6. 15	山 川 工 務 店	山川二三郎	日立市鹿島町二丁目20番17号

## 訓 令

### 茨城県訓令第 6 号

茨城県事務決裁規程（昭和36年茨城県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

昭和39年 5 月 1 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表第 1 衛生部の部医業務課の項課長専決事項の欄中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、以下 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 5 福祉事務所の項第 11 号中「給付」を「給付決定」に、「支給」を「支給決定」に改め、同項第 12 号中「支給又は修理」を「支給又は修理の決定」に、「費用の支給」を「費用の支給決定」に改め、同項に次の 1 号を加える。

14 よい行いをたたえる運動実施要綱（昭和39年茨城県告示第 573 号）5 の(3)の規定による善行青少年の決定と善行賞の交付

同表土地改良事務所の項第 5 号を次のように改める。

5 補助事業の補助額の確定

県政の総覧 …… 県民の六法

# ◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生  
労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる、県民の権  
利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・  
公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため  
必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報  
の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購  
読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
休日の場合は繰り下ぐ (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所